

事務連絡

平成30年4月26日

各部課等の長

政策部長

市長公室長

## 市民等への通知書発送等に当たっての事務処理について（通知）

先般、こども健康部保育こども園課において、教育・保育給付利用者負担額決定通知書（以下「決定通知書」という。）の誤送付がありました。

事案の概要を周知しますので、各課等において、市民等への通知等を行う際の誤送付防止のチェック体制について再度確認をしてください。

特に、個人情報に記載されている文書等（電子情報を含む。）にあつては、その取扱いに当たっては厳重な管理を行い、複数の視点によりチェックを行う作業体制とするなど、早急に確認・見直しをされるよう通知します。

## 1 事案の概要

## (1) 判明した日

平成30年4月9日（月）

## (2) 事実

保育所の入所申し込みを本市が承諾した場合、その世帯に対し、保育所等入所承諾通知書と併せて、保育所に通う子ども1人につき決定通知書を1枚発行し、送付している。

4月6日（金）に市内保育所に通う1, 211世帯に対して平成30年4月分から同年8月分までの決定通知書を送付したところ、A氏の世帯宛の決定通知書2通のうち1通を、B氏の世帯宛の封筒に誤って同封し、送付した。

その誤送付を受けたB氏の世帯の封筒には、本来B氏の世帯の子ども2人分の決定通知書が入っていなければならなかったが、実際にはB氏の世帯の子ども1人分とA氏の世帯の子ども1人分のものであった。

この事実は、4月9日（月）に、決定通知書を受け取ったB氏からの連絡により判明した。

本来入っているべきB氏の世帯もう1人分の決定通知書の行方を含め、

他に誤りがないか確認するため、同日から同月19日まで、決定通知書を送付した全世帯に電話にて確認作業を行ったが、いずれの世帯にも正しく送付されていた。

また、事務所内を徹底して探したが、B氏の世帯のもう1人分の決定通知書を発見することはできなかった。

なお、決定通知書には、入所している子どもの氏名、生年月日、入所施設名及び利用者負担額並びに保護者の住所及び氏名が記載されている。

### (3) 原因等

決定通知書等の送付に当たっては、保育所ごとに分類したリストと照合しながら封入作業を行った後、別の職員が同じリストを用いて封筒の中身を改めて確認する作業を行っている。

その際、差し替え等により不要となった決定通知書はシュレッダー処理をしている。

今回の事案においては、A氏の決定通知書を再発行した経過が確認され、A氏とB氏がリスト上において連番となっていたことから、その差し替えを行う作業の中で生じたものと考えられる。

## 2 個人情報記録された文書に係る封入作業における留意事項

- (1) 個人情報保護の重要性を再認識し、その取扱いには細心の注意を払い、発送前においても、紛失防止はもとより、関係職員以外の者が個人情報を参照することのないよう厳重に管理すること。
- (2) 封入作業に当たっては、差し替え等が生じた場合を含め、宛先等の確認を複数の視点で行う体制を整えること。
- (3) 印刷誤り等により不要となった発送文書についても事務処理記録の一部であることから、直ちに廃棄はせず、理由等を明記したうえで一定期間保管し、事務の完了を待ってから廃棄処分すること。

（事務担当は、行政経営課行政経営担当（内線 2772）  
文書法制課文書法制担当（内線 2322）  
人事課人材育成担当（内線 2554）です。）